

日本の学校教育における体罰に関する一考察

A Study on Corporal Punishment of School Education in Japan

1K10C003-1 青木 祐喜
主査 友添秀則先生 副査 杉山千鶴先生

【本研究の動機】

今日までに学校教育の中で体罰を受けた生徒がどれほどの数いるのだろうか。普段の学校生活の中で生徒指導として学校内で行われる体罰、部活動中に監督の身勝手な思いから望んでもいないのに生徒が受ける体罰など、教育現場の中で日常的に体罰が行われている。筆者も小学校の時の生活指導や高校の時の部活動において、「生徒指導」や「愛の鞭」という名目の「体罰」を日常的に受けてきた。教師からの指導に疑問を感じながらも、当たり前前の指導方法のように教師から体罰を受けてきた。しかし、本校に進学し、体育やスポーツについて勉強していく中で、体罰が明治時代より法制上禁止されてきたことを知り、学校教育における体罰の存在に疑問を感じずにはいられなかった。

近年では、大阪市立桜宮高等学校のバスケットボール部の主将である生徒が、監督である教師からの体罰を苦に自殺した事件があった。それから、教育現場での体罰問題がメディアによって露出し、世間の注目を集めている。これだけ不幸な事件が多数起き、世間的にも広く認知されているにもかかわらず、教育現場において体罰が必要だという声は少なくはない。なぜ、体罰はなくなるのだろうか。その問題の根幹には明治より法によって禁じられてきたにもかかわらず、現在にも根強く残るような体罰の歴史的な経緯があるのではないかと興味を持ったことが本テーマを選んだ動機である。

【本研究の目的】

1. 先行研究を参考に、日本の歴史を辿り、体罰がどのような変遷をたどってきたのか、また時代ごとの体罰に関する認知を明らかにする。
2. 体罰の現状を明らかにし、体罰の歴史と対比させ、その問題点について検討していく。
3. 今後の学校教育における体罰がどのように在るべきなのかを検討する。

【本研究の方法】

主に体罰、懲戒に関する文献を用いて研究し、必要に応じてインターネットによる情報も活用する。

【各章の要約】

第1章では、日本でどのように体罰が認知されどのよ

うに取り扱われてきたのかを日本の体罰の変遷を検討していくことで明らかにした。そこでは、長年にわたって、日本の中で体罰が教育や制裁において広く用いられてきた文化がある事、それと同じく体罰否定論も「最澄」が説いていたことを始まりとして存在していたことがわかった。しかし、体罰は各時代に同時に存在し、どの時代にどちらが必要とされるかによって、強者か弱者のように存在を変えていた。江戸時代には、体罰否定論が強く世間や学校においても体罰が行われることが少なかったが、明治時代以降の戦下中では帝国主義のもと教育機関までもが軍事教育を行い、森有礼によって作られた典型が体罰を用いた教育の原因となり現在にまで受け継がれている部分があった。また、体罰禁止法制も、体罰が盛んな時代の中で過剰な体罰を防ぐものとして明治維新以降、存在し続けていたことが明らかとなった。

第2章では、体罰が法制上で禁止になっていることや国の教育行政である文部科学省が、学校教育における体罰をどのように取り扱っているのかを検討していき、また体罰の現状を見ることによって、「法制上の体罰禁止」や「文部科学省通知」が学校教育の現場で起こっている体罰の改善に繋がっていないこと、体罰が発生する原因として、体罰が行われたことと懲戒によって児童生徒にもたらされる弊害についての理解が現場の教師にないことであると考えられた。さらに、授業中、教室内での体罰が起りやすくなる事のメカニズムについて、懲戒の有無が教師の主観によって決定され、その懲戒がその場で即行使用することが教師に認められていることや、その環境の中で懲戒がエスカレートしていく様態について考えた。その中で、文部科学省通知や教育行政上での懲戒や体罰の扱われ方の問題点を検討した。

第3章では、学校運動部での体罰に焦点をあて、体罰が多発する原因として、その構造に問題があることや、その問題の要素である「勝利至上主義の過熱」と「管理主義体制」の原因を歴史的な変遷を検討することによって明らかにし、改善策として、「対外試合の規制」、「運動部活動に第三者を介入させること」、「運動部活動指導のカリキュラムを導入すること」を検討した。

結章では、本研究の総括を行い、体罰の根幹を考えた上で、体罰撲滅のために、体罰の知識を教師が深めることや教職課程への体罰に関する学習の導入をしていくことが体罰撲滅への第一歩になると考えた。